

公共下水道施設築造工事施工承認申請及び
排水設備計画申請に関する問合せ対応の
模範事例集

守口市環境下水道部下水道課

令和 8 年 8 月

目次

1. 目的	1
2. 適用対象	1
3. 参照法令等	1
4. 基本的な考え方	1
5. 手続き及び法的整理に関する基本事項	1
6. 模範対応事例	4
事例 1 私有地内を工事したい。手続きは何か。	4
事例 2 敷地内最終集水枥とその下流が公設扱いという理解でよい か。	4
事例 3 敷地内排水を直接受けない公設枥が対象地に隣接して存在 するが、撤去しなければならないか。（又は、撤去してほしい。）	5
事例 4 敷地最終集水枥から直接、下水道本管に接続したい。よい か。	5
事例 5 既設枥をそのまま活用する形で設計してよいか。 —	6
事例 6 工事対象敷地に隣接する公共枥がない。どうすればよい か。	6
事例 7 この図面でよいか。（具体的な計画図面を示して尋ねられた 場合）	7
事例 8 敷地をセットバックするとき、他市では公共枥を後退線に 合わせて下げるよう指導されることがある。守口市はどう か。	8
事例 9 敷地に接する公共枥が複数ある。敷地内排水はどの枥に接 続したらよいか。	9
事例 10 現地を確認したが、既設公共枥が浅く、敷地内の排水勾配 が十分に確保できない。どうすればよいか。 ———	10
事例 11 道路表面排水に関する考え方を教えてほしい。 —	11
7. 運用上の留意事項	12

1. 目的

この事例集は、行政手続法第36条の規定に基づき、守口市内において公共下水道施設又は敷地内の排水設備の構造変更を行おうとする者に対する行政指導について、その趣旨、内容及び標準的な取扱いを明確にし、下水道課職員間の認識共有並びに相手方への説明の適正化及び透明化を図ることを目的とする。

2. 適用対象

本事例集は、守口市内で、次のいずれかに該当する者に対して職員が行う行政指導に適用する。

- ・ 公共下水道施設の構造を変更するすべての者
- ・ 敷地内の排水設備の構造を変更するすべての者

なお、本事例集は職員に対するものであり、すべての事業者は本事例集に拘束されない。

3. 参照法令等

本事例集は、主として次の法令、条例、規程、要領等を参照する。

- | | |
|------------|----------------------------|
| ・ 下水道法 | ・ 行政手続法 |
| ・ 守口市下水道条例 | ・ 守口市文書取扱規程 |
| ・ 民法 | ・ 守口市公共下水道施設築造工事施工承認申請取扱要領 |
| ・ 地方自治法 | |
- その他、上に関連する規則、省令、通達、関係例規

4. 基本的な考え方

(1) 行政指導の位置付け

本事例集に基づく説明、協議及び助言は、申請又は工事計画の前段階又は審査過程における行政指導の標準を示すものであり、個別案件に対する最終的な可否判断そのものを示すものではない。

最終的な可否判断は、関係法令、条例、要領、申請図書、現地条件その他個別事情を踏まえ、正式な申請受付後の審査により行う。

(2) 行政指導の任意性

行政指導は、行政手続法第32条第1項に基づき、相手方の任意の協力によってのみ実現されるものである。したがって、相手方に対し、法令上の義務

がある事項と、任意の協力を求める事項とを明確に区別して説明しなければならない。

また、行政指導に従わないことのみを理由として、不利益な取扱いをしてはならない(行政手続法第 32 条第 2 項)。

(3) 申請に関連する行政指導

申請に関連する行政指導を行う場合は、相手方が当該指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず、当該申請の受付、審査又は処分を不当に遅らせるなど、権利の行使を妨げることがあってはならない(行政手続法第 33 条)。

(4) 説明責任

行政指導を行う際は、その趣旨、内容及び責任者を明確にしなければならない(行政手続法第 35 条)。相手方から求めがあった場合は、必要に応じて書面交付により対応する。

(5) 文書による処理

施設の帰属、工事承認、計画確認その他重要な判断及びその経緯については、守口市文書取扱規程第 3 条「事務は、原則として文書により処理しなければならない。」の趣旨に基づき、適切に文書で処理し、記録する。

5. 手続及び法的整理に関する基本事項

(1) 公共下水道施設築造工事施工承認申請の根拠

公共下水道管理者以外の者が公共下水道の施設に関する工事を行おうとする場合は、下水道法第 16 条に基づき、公共下水道管理者の承認を受ける必要がある。

守口市における具体的な取扱いは、守口市公共下水道施設築造工事施工承認申請取扱要領に定めるところによる。

(2) 排水設備計画申請の根拠

敷地内の排水設備の構造変更等については、守口市下水道条例第 6 条(排水設備の計画の確認)に基づき、所定の計画確認手続を要する。

(3) 施設の引渡し・帰属に関する整理

工事により設置又は改築される施設のうち、市に引き渡して公共下水道施設として管理されるものについては、工事承認、引渡しの意思表示、受領、記

録その他必要な手続を経て整理する。

この場合の所有権移転等の私法上の関係については民法第176条等を、公共下水道としての管理については下水道法に基づく管理の考え方を、それぞれ踏まえて整理する。

なお、施設の帰属に関する事務処理及び記録は、守口市文書取扱規程第3条の趣旨に基づき、文書により適切に行う。

6. 模範対応事例

以下は、標準的な説明例である。実際の対応に当たっては、案件ごとの事実関係、図面、現地条件、道路管理者その他関係機関との調整状況を踏まえて説明すること。

事例１ 私有地内を工事したい。手続は何か。

工事対象の施設を竣工後に誰が管理する想定なのかによって、必要な手続が異なります。

●対象物を市に引き渡し、公共下水道施設として扱う場合

→ 公共下水道施設築造工事施工承認申請が必要です。

●対象物を市に引き渡さず、私設の排水設備として扱う場合

→ 排水設備計画申請が必要です。

●対象物の一部を市に引き渡し、一部を私設物として残す場合

→ 両方の手続が必要です。

それぞれの手続で、審査の観点、適用基準、提出書類及び取扱要領が異なりますので、計画の段階で管理区分を整理した上でご相談ください。必要に応じて、管理区分、費用負担区分及び維持管理主体の考え方も併せて確認してください。

事例２ 敷地内最終集水桝とその下流が公設扱いという理解でよいか。

守口市では、その理解ではありません。

守口市における公設下水道施設は、原則として公共桝が最上流の施設です。公共桝の位置は、標準的には敷地境界に接し、敷地の外側に設置する取扱いとしています。

他自治体では、敷地内の最終桝及びその下流側施設を公設物として扱う例もありますが、守口市では、原則として敷地境界を施設管理の分界として取り扱います。

ただし、個別案件における最終的な判断は、既設状況、過去の引渡し経過、管理記録その他の事情を確認した上で行います。

事例 3 敷地内排水を直接受けない公設枿が対象地に隣接して存在するが、撤去しなければならないか。(又は、撤去してほしい。)

公設枿は、当該敷地の排水を受けるためだけに存在しているとは限りません。撤去の必要性については、少なくとも次の 2 点から総合的に検討してください。

- ・ 隣接地又は周辺私有地内の排水を受けるために必要な枿かどうか
- ・ 公共枿周辺の道路表面排水を受けるために必要な枿かどうか

その上で、不要と判断され、かつ公共下水道としての機能に支障がない場合には、開発者等の負担により、必要な手続を経て撤去することは可能です。

一方、市としては、現に公共下水道として機能している施設について、支障がないにもかかわらず変更を加える必要性は原則として認めていません。そのため、開発者等が不要と判断した場合であっても、市の負担で当然に撤去又は移設する取扱いは、原則として行いません。

なお、撤去の可否は、周辺排水系統、維持管理上の必要性、道路管理者との調整状況等を踏まえて個別に判断します。

事例 4 敷地最終集水枿から直接、下水道本管に接続したい。よいか。

公共下水道施設の維持管理性能の観点から、守口市では、原則として、私有地内から下水道本管への直接接続(いわゆる腹取り)は避け、敷地内排水はまず公共枿で受ける形態を標準としています。

ただし、道路管理者の意向又は指示により公共枿の設置が認められない場合があります。例えば、国道の歩道部や大阪府道の一部では、道路占用又は構造上の制約により、公共枿の設置が困難となる場合があります。

そのような場合には、道路管理者と申請者との調整状況を整理した上で、本管への直接接続を前提とする計画について申請いただくことは可能です。

最終的な可否は、道路管理条件、本管の構造、維持管理上の支障の有無、関係要領との適合状況等を審査して判断します。

事例 5 既設枿をそのまま活用する形で設計してよいか。

現に機能している既設枿であれば、原則としてそのまま活用する計画として差し支えありません。

ただし、既設枿に次のような事情がある場合は、事前の確認又は対応をお願いします。

- ・破損している
- ・土砂等で閉塞している、常時滞水している
- ・流下機能その他の機能が適切に確保されていない

このような場合は、まず下水道課に現況をご連絡ください。その上で、市の管理対象として修繕又は清掃を行うべきものか、申請者側で改築又は入替えを伴う計画とすべきかを、管理区分に応じて整理します。

市の管理対象として修繕又は清掃を行うべきものと判断される場合は、下水道課で適切な措置を取ります。現況を確認して管理区分を整理した結果、（改築や入れ替えを含めた）申請者側での対応が必要となる場合もあります。

したがって、「不具合がある場合は直ちに市が修繕する」とは限らず、公私の管理区分及び原因の所在に応じて対応が異なることにご留意ください。

事例 6 工事対象敷地に隣接する公共枿がない。どうすればよいか。

公共枿が必要であるにもかかわらず隣接地に既設公共枿がない場合、申請者は、公共下水道施設築造工事施工承認申請を行った上で、公共枿を新設することができます。

審査に当たっては、下水道法第 16 条及び守口市公共下水道施設築造工事施工承認申請取扱要領への適合が基本となります。したがって、計画に当たっては、当該要領に定める構造、位置、接続条件、提出図書その他の要件を確認してください。

◆参考 この事例において職員が留意すべきこと

すべての事業者は、下水道法第 11 条及び民法第 213 条の 2 において、排水設備（私有下水道施設）が他人の土地を経由して排水することが、法令上認められています。

ただし、本市では、隣接公共枿の増設を推奨することを標準とし、他人地経由の排水は次善策として取り扱います。

売買や相続等に伴い、「他人地を経由した排水である旨の承継が適正になされないケース」に起因する相談が数多く見受けられ、関係所有者どうしの紛争を未然に防止し、また、将来の行政の相談業務を削減するために、上の取扱いとしています。

事例 7 この図面でよいか。（具体的な計画図面を示して尋ねられた場合）

現時点では、正式な審査前の協議段階ですので、この図面について市として最終的な可否を確定的にお答えするものではありません。

行政指導は、申請者の任意のご協力を前提とした参考意見であり、正式な処分又は命令ではありません。

その上で、一般的な基準、要領及び標準的な取扱いに照らして、現時点で確認できる論点や、修正を検討いただきたい点をお伝えすることは可能です。

例えば、・・・（以降、要領や基準と照らした具体的参考意見）

◆参考 意見を述べる際の主要な着眼点

- ・ 公共枿の位置が標準的な設置位置と整合しているか
- ・ 勾配、土被り、流下能力等が基準に適合しているか
- ・ 公私の管理区分が図面上明確か
- ・ 道路管理者協議が必要な箇所が整理されているか

◆参考 この事例において職員が留意すべきこと

最終的に、市として当該図面でよいかどうかを判断するのは、正式な申請受付後の審査段階です。したがって、協議段階又は行政指導の段階での説明は、個別案件に対する最終判断や命令ではなく、申請者の自由な意思決定を妨げない範囲での参考意見となります。

処分や命令で無いことを明確に、かつ相手方に誤解されないように、説明するために、上の対応事例を参考に対応してください。

事例 8 敷地境界をセットバックするとき、他市では公共樹を後退線に合わせて下げよう指導されることがある。守口市はどうか。

後退線に合わせた公共樹の移設又は改築をお願いすることがありますが、これは相談や協議の段階で直ちに義務として求めるものではありません。

ただし、維持管理及び道路排水上、標準的には既設公共樹の設置位置の見直しが望ましい場合があります。次の２点の、見直しが望ましくなる状況や理由をご理解いただいた上で協力をお願いしています。

なお、実際に移設等を行うかどうかは、道路形態、道路管理者との協議結果、既設施設の機能、費用負担その他個別事情を踏まえて判断します。

1.維持管理上の理由

公共樹の蓋は、必ずしも頻繁な輪荷重の载荷を受け続ける位置を標準として想定しているものではないため、できる限り車両通行の影響を受けにくい位置にあることが望ましいです。施設破損リスクや事故リスク低減のために検討が必要です。

2.道路表面排水上の理由

標準的な道路構造では、道路中心部付近から道路両端へ雨水が流れる構造（いわゆる、かまぼこ状の横断面）が一般的です。道路形状や道路管理者の意向にもよりますが、公共樹は道路表面排水を適切に集水する機能を有しておく必要があるため、路面排水を適切に集水しやすい位置である道路の両端・後退線に合わせて公共樹があることが望ましい場合が多いです。

◆参考 この事例において職員が留意すべきこと

- ・ 守口市では、後退線に合わせて公共樹の位置を見直すことを標準的な取扱いとしています。
- ・ ただし、協議や相談の段階では、これは法令上、事業者 zu 当然に義務付けられたものではなく、あくまで参考意見又は協力依頼です。
- ・ 行政指導に従わないことのみを理由に不利益な取扱いをすることはできません。（参考 不利益取扱い禁止は行政指導についてです。事業者が（確認書交付や承認書交付時の添付意見等の）行政処分に従わないことを理由に、行政が適法範囲での不利益処分を行うことを妨げるものではありません。）
- ・ 標準的な樹の配置の案内と、処分や命令で無いことを、明確に、かつ相手方に誤解されないように、説明するために、上の対応事例を参考に対応してください。

事例 9 敷地に接する公共枿が複数ある。敷地内排水はどの枿に接続したらよい
か。

現に機能している公共枿であれば、原則として、どの公共枿に接続する計画でも
差し支えありません。

ただし、少なくとも次のような場合には、接続先を慎重に検討してください。

●現に、接続先公共下水道系統の流下能力（管径、勾配）が小さい場合

→ 流量負担、管径、当該系統への集水状況の条件から、適切でない
ことがあります。

●高層集合住宅新築等の土地利用変更で、敷地内からの排水量の著しい増加
の懸念があるとき

→ 汚水量増加が、接続先公共下水道の流下能力の許容範囲に収まる
のか、詳細な検討が必要な場合があります。

必要に応じて、排水系統を複数に分け、それぞれ別の公共枿へ接続する計画も検
討してください。最終的には、機能性、維持管理性及び基準適合性を総合的に審
査します。

事例 10 現地を確認したが、既設公共枳が浅く、敷地内の排水勾配が十分に確保できない。どうすればよいか。

対応方法は一つではなく、複数の選択肢が考えられます。例えば、次のようなものがあります。なお、申請の内容は開発者が自由に作成できますので、例示する選択肢以外の方法でも構いません。

- ・ 敷地に盛土を行い、敷地内地盤高そのものを変更する
- ・ 敷地内に私設汚水ポンプを設置し、ポンプアップして排水する
- ・ 本管深さ等に余力があり、公共枳の改築又は新設が可能であれば、公共枳の深さを変更する
- ・ 接している公共枳が複数ある場合は、敷地内排水系統を複数に分け、各系統の条件に応じて接続先を整理する
- ・ 排水設備の構造、建築計画又は敷地利用計画を見直す
- ・ また、所有者が排水性能上の制約（流下不良等発生懸念）を理解した上で、一定の不利な条件を許容する計画を選択することも、私有地内設備の計画としてはあり得ます。ただし、その場合でも、最低限必要な機能、安全性及び法令適合性を欠く計画は認められません。

敷地内排水設備は、将来にわたり原則として所有者又は管理者が維持管理することになるため、長期的な管理負担も含めて計画を検討してください。必要に応じて、申請者の意向を踏まえながら、実現可能な選択肢を整理して協議します。

事例Ⅱ 道路表面排水に関する考え方を教えてほしい。

道路表面排水の基本的な考え方や道路構造の詳細は、下水道課の所管事項ではなく、道路管理者の所管事項です。

そのため、道路表面排水そのものの設計思想、道路勾配、側溝、街渠、舗装構成その他の詳細については、当該道路の道路管理者に確認してください。

一方で、道路表面排水と公共柵その他の下水道施設との取り合いが問題となる場合には、必要に応じて下水道課でも確認を行います。したがって、道路管理者との協議結果を踏まえ、下水道施設側で必要な検討事項があれば、改めてご相談ください。

◆参考 この事例において職員が留意すべきこと

実際の案内時には、市道、府道、国道等の別に応じて、以下担当窓口を可能な範囲で具体的に案内することが望ましいです。

市道：守口市道路公園課

府道：大阪府枚方土木事務所

国道：大阪国道事務所高槻維持出張所、

大阪国道事務所北大阪維持出張所

7. 運用上の留意事項

職員は、本事例集を運用に際し、次の事項に留意するものとする。

また、「下記事項に適合しない行政指導を受けた」と事業者が思料するとき、事業者は職員に対し説明を求めることができる。

●法的義務と協力依頼を明確に区別すること。

- ・「必要です」「義務です」と説明する場合に、根拠法令又は根拠要領がある場合は、その根拠を示すこと。
- ・根拠法令等が無い行政指導を行うときに、相手に根拠法令の提示を求められたら、「根拠は無い。関係法令を基に、担当者として必要と判断したため、先ほどの行政指導をした。」と、根拠が無いことを明確に説明すること。
- ・任意の協力を求める場合は、その旨を明確にすること。
- ・行政としての最終判断（行政処分（許認可・命令））前には確定的表現を避けること。
- ・協議段階では、「現時点での一般的見解」「標準的な取扱い」「正式審査で最終判断する」といった表現を用いること。

●不利益取扱いと受け取られる説明を避けること。

- ・行政指導に従わないことのみを理由として、申請審査・許認可を留保、遅延又は拒否する趣旨の説明をしてはならない。
- ・事業者には、行政指導に従わない権利がある。
- ・行政には、事業者を行政指導に従わせる権利は、常に無い。

●文書化を徹底すること。

- ・重要な協議経過、説明内容、相手方の意向、判断理由、関係機関協議結果等は、必要に応じて、守口市文書取扱規程第3条の趣旨に基づき適切に文書で記録すること。

●個別事情等がある場合は、本事例集よりも個別事情等を優先すること。

- ・本事例集は、行政指導の標準的な考え方を示すものであり、法令、条例、要領、技術基準、管理記録、現地条件その他の個別事情に優先するものではない。
- ・本事例集は、個別事案に対するケースバイケースな行政の判断や行政指導を、妨げるものではない。
- ・個別案件において疑義がある場合は、関係例規及び管理記録を確認の上、必要に応じて庁内・課内協議を行うこと。